平成２１年（フ）第４２号
沖縄県名護市大北５丁目１番６―311号アメニティハイム、破産申立て時の住所沖縄県名護市字真喜屋628番地２
債務者　羽田　　愛
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４３号
沖縄県国頭郡本部町字具志堅109番地
債務者　仲宗根正樹
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第３０号
沖縄県石垣市字登野城148番地の５　コーポみらい102
債務者　仲桝　ナリ
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３４号
沖縄県石垣市字平得128番地の６　コーポ新本102
債務者　垣花　ハツ（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３５号
沖縄県石垣市字登野城502番地
債務者　新崎　康次
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３７号
沖縄県石垣市新栄町25番地の27
債務者　佐久川美穂
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３８号
沖縄県石垣市字真栄里109番地　県営住宅平真団地１号棟601号
債務者　佐藤るり子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１４４号
長野県上田市常田１丁目２番４号
債務者　滝澤夕美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４５号
長野県上田市常田１丁目２番４号
債務者　滝澤　千恵
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４７号
長野県埴科郡坂城町大字上五明166番地
債務者　渡邉　　博
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５４号
長野県上田市古里103番地３　小林ハイツ102号、前住所長野県上田市殿城977番地７
債務者　松本　茂幸
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１６１号
長野県上田市踏入２丁目７番15号、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城9272番地９　ルセス101号
債務者　落合　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１６２号
長野県上田市踏入２丁目７番15号、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城9272番地９　ルセス101号
債務者　落合　朱見
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１６７号
長野県上田市上田1955番地７
債務者　青柳　　毅（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７１号
長野県上田市上丸子1801番地　県住Ｋ２―103号
債務者　安齋富美枝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５３号
兵庫県明石市二見町東二見1426―３―303
債務者　竹江　紀子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
神戸市西区平野町印路512
債務者　三山　典子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係